

公布された条例のあらまし

◇静岡県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国からの交付金の交付に伴い、東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒の教育の機会の確保に資する事業を基金の使途に加えました。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県建設事業等市町負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

港湾法の改正により、港湾の種類が改められたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

利用者の便宜を図るため、夜間の利用時間を午後6時から午後10時までとすることとし、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正に伴い、ばい煙排出者等に対し、ばい煙量等の測定結果の記録の保存を義務付けるほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) ばい煙排出者又は排出水を排出する者等に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとしました。（第22条、第46条、第125条関係）
- (2) 事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出に、その汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加しました。（第47条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正に伴い、次に掲げる条例について引用条項を改めました。

- (1) 静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (2) 静岡県立児童福祉施設の設置及び管理並びに手数料に関する条例
- (3) 静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例

2 施行期日

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日若しくはこの条例の公布の日のいずれか遅い日又は平成24年4月1日から施行することとしました。